

平成25年(ワ)第554号等ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求事件

原告 飯尾正二 外

被告 チッソ株式会社 外

意見陳述

平成26年6月13日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 藤 井 祥 子

被告らの除斥期間経過の主張につき、以下のとおり意見を述べます。

1 水俣病被害の「救済」はいまだ終わっていない

(1) およそ6万5000。これは、2009（平成21）年7月に成立した後、たった3年の間に、水俣病特措法に基づく救済制度へ申請した人数です。1969（昭和44）年以降、約40年の間に水俣病認定制度への申請者が2万3000人程度だったことに比べれば、驚異的な数字と言えるでしょう。

水俣病の公式発見から58年が経過しました。しかし、いまだに救済を求める被害者が続々と名乗りでる理由は、被告らの作ってきた被害者「救済策」がどれも十分なものではなく、被告らが被害者を分断し、切り捨て、その損害賠償請求を妨害してきたためです。

にもかかわらず、被告らは、既に加害行為が終わってから20年が経過しているため、原告らは損害賠償請求権を行使できないなどと主張しています。

水俣病は、何度も「終わった」ことにされてきました。今もそのように

考えている人もいるかもしれませんが。かくいう私も、水俣病は「終わった」と思っていた人間の1人でした。

しかし、水俣病被害の救済は終わってなどいません。

熊本で弁護士として働きはじめた後、医師が水俣病だと診断した被害者の話を聞く機会がありました。しかし、その被害者たちは、被害の賠償を受けることができませんでした。被害者たちが賠償を受けられなかった理由は様々でしたが、どれも納得できるものではありませんでした。被害者たちは自分たちが水俣病でないとされたことに納得できないと、裁判に立ち上がる決心をしました。

(2) 水俣病の原因が被告チッソの流す工場排水であることがほぼ特定された後も、チッソは原因隠ぺいに熱心でした。その反面、被害を拡大させないための措置は極めて不十分でした。国・県は、行使すべき規制権限を行使しないという方法で、チッソに加担しました。こうした被告らの行為は、これまで幾度も断罪されてきました。

責任を断罪された被告らは、「救済策」を用意しました。その度に、被害者たちは、「今度こそ、自分たちは救済される」と期待しました。しかし、用意した「救済策」において、被告らは、地域や年齢に線を引き、申請期間にも線を引きました。そして、被告らの認める線から漏れる者の救済はしないと切り捨てるのです。被告らの用意した「救済策」で被害者と認められなかった者たちは、自分も水俣病被害者であるため救済してほしいと望めば、やむなく裁判に立ち上がらざるを得ませんでした。

被告らは、被告らが用意した制度で被害者と認められた者には、除斥期間の経過など主張せずに救済します。他方で、同じように救済を求めて裁判に立ち上がった原告らに対しては、除斥期間の経過を主張しています。同じ水俣病被害者にもかかわらず、すみやかに救済を受けられる者と、裁判まで闘わねばならず、しかも除斥期間の経過の主張をされる者の差異はどこにあるのでしょうか。

2 被告らが救済を拒むことは、正義に反すること

原告らの中で、水俣病のために被った損害や苦痛を忘れて生きてきた者など1人としていません。それは、本訴訟において、原告らが法廷で述べた壮絶な彼らの人生に鑑みれば明らかです。若いのに手足が震えてしびれる、手足の感覚が鈍く、夜眠るとからす曲がりや襲い、耳鳴りのせいで家族や知人の話がよく聞こえない…よく耳にする症状だけでも、それが毎日のように起こることであれば、どれだけの苦痛か察するに余りあります。

身体の不調のため家族に迷惑をかけ通しでいることをずっと気兼ねし続けてきた原告もいました。身体の不調のせいで仕事もままならず、同僚に助けてもらいながら仕事をせざるを得なかったり、昇進を諦めたりした原告もいました。半世紀以上経ってなお、今でも残る水俣病への差別偏見のために、どうしても水俣病の検診に行く勇気が持てなかったという原告もいました。そして、原告らは、長い間、自分の身体の不調の原因がはっきりとしない不安と常に闘ってきたのです。

そんな被害者らがこれまで賠償を求めなかったのは、被告らが作った「救済策」の中で引かれた線のために、地域外に住んでいた自分は水俣病ではない、年代から漏れている自分は水俣病ではない、と思いきまされていたからです。また、手足をバタバタと痙攣させて苦しむ劇症型の症状が出ていない自分は水俣病ではないと思っていた被害者も多くいました。自分が水俣病被害者であることを知らされなかった被害者らは、賠償の請求を怠っていた「怠け者」として切り捨てられるべきでしょうか。

原告らはようやく自分の身体の不調の原因は水俣病であることを知りました。身体の不調の原因が分からなかったころの不安が無くなった瞬間、自分は水俣病なのかと目の前が真っ暗になり、被告らへの怒りが押さえきれなくなったという原告もいます。

被告らの分断や切り捨てなどによって損害賠償ができなかった原告らの救済の途を閉ざすことは明らかに正義・公平に反します。

3 おわりに

報道によれば、被告チツソの代表者は、被告チツソの所有する訴外JNC株式会社の株式譲渡をできるだけ早く行いたいと述べたとされています。特措法上、株式譲渡には環境大臣の承認を必要とします。株式譲渡が実施されれば、被告チツソは消滅します。水俣病加害者が消滅するのです。そして、加害者が消滅するという責任逃れに、被告国が承認という形で手を貸すかもしれないのです。

本訴訟の原告らは、加害者が消滅するかもしれないという危機的状態において、自らの被害の賠償を求めて裁判に立ち上がりました。裁判所におかれましては、本訴訟の結論が、「すべての加害者は、すべての被害者が救済されるまで責任を負うべきである」という根本的正義に反した結論とならぬよう、慎重な判断をお願いいたします。

以 上